

報告第十五号

専決処分した事件の報告について

破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百六十二条第一項第一号イによる否認権の行使について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり裁判外の和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年九月二十日

江戸川区長 多田正見

## 別紙

## 一 和解概要

(一) 甲及び乙は、破産者が乙に対して弁済した金二十四万三千七百四十五円が、破産法第六十二条第一項第一号イの弁済に該当することを確認する。

(二) 乙は、甲に対し、前号の弁済につき返還義務があることを認め、これを平成三十年八月三十一日限り支払う。

(三) 甲及び乙は、本件に関し、本確認合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

## 二 事案の概要

(一) 当事者 甲 破産者破産管財人弁護士

乙 江戸川区

## (二) 事案の経過

乙は、被保護者に対して平成三十年二月二十二日付けで生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条に基づく保護費の返還及び同法第二十四条第九項に基づく保護の変更による保護費の返還を求め、同年三月二日に当該被保護者が弁済（以下「本件弁済」という。）を行った。その後、平成三十年五月三十日付けで当該被保護者についての破産手続開始決定がなされ、甲から江戸川区福祉事務所長に対し、本件弁済が破産法第六十二条第一項第一号イに基づく否認権の行使の対象に当たるとして、本件弁済の返還を求める請求があつたため、否認権の行使に代わる和解を行ったもの

三 専決処分日 平成三十年六月二十七日（同月二十九日和解）